

四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市は、物価高騰の影響を受けて、設備の維持費や電気料金の負担が増加している商店街振興組合、商工会等の商工業者が組織する団体（以下「商工団体等」という。）に対して、将来的なコスト負担の軽減を図るため、商工団体等が所有し、又は管理する公共の場所に設置された街路灯のLED化に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助する。

(補助事業者、補助対象経費等)

第3条 補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、申請者が四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）と認められるときを除き、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者が排除措置対象者であると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第1項の通知に、必要な条件を付することができる。

(変更承認等)

第6条 補助事業者は、交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をするときは、事前に様式第2号による変更（中止・廃止）承認申請書を速やかに市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

(2) 補助事業の中止又は廃止

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分の変更

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に市長の承認を受けなければならないこと。
- (5) 市長は、財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができ、補助事業者はそれに応じなければならないこと。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般の競争に付さなければならない。ただし、直接採択事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) 事業終了後において、消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を速やかに市に報告するとともに、当該金額を市に返還しなければならないこと。

（実績報告等）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い期日までに、様式第3号による実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項に規定する実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第4号により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

4 市長は第1項の規定による補助事業実績報告書の提出があつた場合は、その内容を審査し、補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条の規定による補助金等確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は前条第4項の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実施状況に関する報告）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- (3) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める四万十市グリーン購入基本方針に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の公開)

第13条 補助事業及び補助事業者に関して、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号）に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第9条の規定による非公開項目以外の項目は、原則として公開するものとする。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第5条第2項、第7条第2号から第5号まで並びに同条第8号、第8条第3項、第10条、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助事業者	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
公共の場所に設置された街路灯を所有・管理する以下の団体 1 商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を持った商店街組織 2 法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適切に行うことができるもの 3 商工会、商工会議所 4 商工業者で組織する団体	1 既存の街路灯を撤去し、新たなLED街路灯の設置に係る事業 2 既存街路灯の支柱等を利用し、電球のLED化に係る事業 3 設置から10年以上経過した既存LED街路灯の電球の更新に係る事業	需用費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費	3分の2以内	1,000万円

※既存施設を撤去しなければ新施設を整備できない場合（同一箇所に設置するなど）に限り、既存施設撤去費用を補助対象経費とする。

年 月 日

四万十市長 様

住 所
申 請 者
代表者職氏名

四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 事業着手予定日 年 月 日
- 3 事業完了予定日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 収支予算書（別紙2）
 - (3) 市税の滞納がない旨を証する納税証明書（3か月以内に発行されたもの。）又は市税の納税義務がない旨の申立書
 - (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業計画書

事業目的および期待される効果				
事業概要	施工施設名			
	施設所在地			
	事業内容 (更新基数等)			
実施予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象経費 (A)+(B)	補助対象経費の負担区分		その他の 経費 (C)
		市補助金 (A)	自主財源 (B)	
円	円	円	円	円

(添付書類)

- 1 見積書等の事業費算出根拠書類
- 2 図面・カタログ等の事業の概要、仕様が確認できるもの
- 3 街路灯の設置場所がわかる位置図
- 4 事業実施主体の定款又は規約等

収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	うち補助対象経費	備考
計			

年 月 日

四万十市長 様

住 所
申 請 者
代表者職氏名

四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業費補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知がありました四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

3 添付書類（変更内容により、次のうち必要な書類を添付してください。）

（1）変更事業計画書（別紙1）

（2）変更収支予算書（別紙2）

（3）（1）及び（2）に掲げるもののほか、変更内容が分かるもの

変更事業計画書

事業目的および期待される効果				
事業概要	施工施設名			
	施設所在地			
	事業内容 (更新基数等)			
実施予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象経費 (A)+(B)	補助対象経費の負担区分		その他の 経費 (C)
		市補助金 (A)	自主財源 (B)	
円	円	円	円	円

- (注) 1 変更前を上段に括弧書きで記入してください。
 2 積算根拠となる資料を添付してください。

変更収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	うち補助対象経費	備考
計			

(注) 変更前を上段に括弧書きで記入してください。

年 月 日

四万十市長 様

住 所
申 請 者
代表者職氏名

四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号による補助金の交付決定（又は変更決定）通知に基づき、下記のとおり四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業を実施しましたので、四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 実績額 円
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 事業実施報告書（別紙1）
 - (2) 収支決算書（別紙2）
 - (3) 契約書、請求書の写し等の補助対象経費の積算根拠書類

事業実施報告書

事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象経費 (A)+(B)	補助対象経費の負担区分		その他の 経 費 (C)
		市補助金 (A)	自主財源 (B)	
円	円	円	円	円
事業実績および事業効果				

(添付書類)

事業実施状況が分かる写真等

収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	決算額	備考
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	決算額	うち補助対象経費	備考
計			

年 月 日

四万十市長 様

住 所
申 請 者
代表者職氏名

年度消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定がありました、四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業について、四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

様式第5号（第9条関係）

四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業費補助金交付請求書

年 月 日

四万十市長 様

住 所
申 請 者
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定（確定）がありました四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業について、四万十市物価高騰対策商店街等省エネルギー化推進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助年度	年度	補助事業の名称	
交 付 決 定 額			円
交 付 確 定 額			円
既 交 付 額			円
今 回 交 付 請 求 額			円
未 交 付 額			円
振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫 労働金庫 農業協同組合	店 本店 支店 本所 支所 出張所
	種別	普通 ・ 当座 ・ その他	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		